

申請書等の補正又は追加説明書の提出について

一般財団法人福井県建築住宅センター

構造計算適合性判定申請に係る申請書等の補正または追加説明書の提出は、下記により行ってください。

1 提出方法について

- ・ 申請書等の補正は、補正したものを提出することにより行うこととするので、追加説明書に含めて提出してください。
- ・ 追加説明書は、正本1部と副本1部を作成してください。
- ・ 追加説明書の構成は、別添『資料の作成例』のように、①表紙、②図書修正の履歴表、③回答一覧表、④補正追加説明資料としてください。
 - ①表紙 別添の「構造計算適合性判定申請追加説明書」に必要事項を記載します。
 - ②図書修正の履歴表 元の図書を修正し新たに添付したり、図書を新たに追加したりする場合に、どれが最終の図書か分かるようにするために作成するものです。
 - ③回答一覧表 別添の「補正または追加説明書の提出を求める事項」に回答内容を記載して回答一覧表とします。
 - ④補正追加説明資料 指摘事項ごとの補正又は追加説明の資料（構造計算書、図面等）です。
- ・ 単に資料を添付するのではなく、インデックスの使用や修正部分のマーキング等、指摘ごとの対応がどこに書かれているか分かりやすくしてください。
- ・ 資料作成にあたっては、十分に内容を精査し、完全な形で提出してください。

2 提出先について

- ・ 直接持参する場合
一般財団法人福井県建築住宅センター構造判定課分室
所在地 〒910-0853 福井市城東4丁目22番16号 横山ビル101
TEL 0776-29-2330 FAX 0776-29-2380 メールアドレス ken.jyu01@fuga.ocn.ne.jp
(電話について不在の場合はセンター0776-23-0457にご連絡ください。)
- ・ 郵送する場合
一般財団法人福井県建築住宅センター
所在地 〒910-0854 福井市御幸3丁目10番15号 福井県建設会館
TEL 0776-23-0457 FAX 0776-23-0665 メールアドレス info@fkjc.jp

3 その他

- ・ 提出期限までに追加説明書を提出してください。追加説明書の提出がない場合は、第十八号の十一様式「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を交付します。
- ・ 指摘事項に関する質問は、FAX、メール等で受け付けます。質問は、指摘事項の内容を理解していただくためのもので、具体的な検討や回答の方法についてはお答えできません。
- ・ 「申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める書面」が到達した日から、追加説明書を受領した日までの日数は、審査期間には含みません。

資料の作成例

①表紙 別紙「構造計算適合性判定申請追加説明書」

②図書修正の履歴表

1 回目の追加説明書

図書名	追加説明書(1回目)
S-10 デッキ仕様書	補正
S-11 鉄骨詳細図	追加

1の指摘の対応としてS-10を修正した。(元の図書は無効とする)

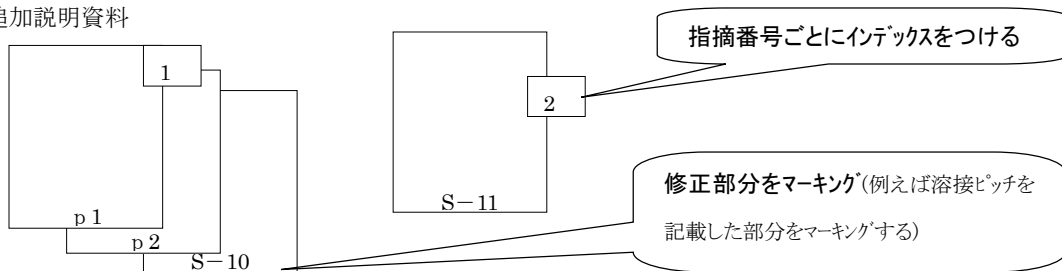
2の指摘の対応としてS-11を新たに追加した

図書名は修正、追加を行った構造図について記載します

③回答一覧表

番号	該当図書 該当頁等	指摘事項の 内容・理由	回答		備考
			回答内容	該当図書 該当頁等	
1	構造図 S-10	デッキの水平荷重時の検討を行うこと。 また、焼き抜き溶接ピッチを図面(S-10)に記入すること。	焼き抜き栓溶接の検討を行う。 <u>溶接ピッチを構造図 S-10 に記載する。</u>	S-10	<input checked="" type="checkbox"/> 補正 <input type="checkbox"/> 追加説明
2	構造図 S-8	屋根面ブレースと小梁との取合いが不明である。ブレースが小梁と取り合わない場合、小梁が横補剛材として有効に働かない。	屋根面ブレースと小梁の取合いを示す <u>詳細図 S-11 を追加する。</u>	S-11	<input type="checkbox"/> 補正 <input checked="" type="checkbox"/> 追加説明

④補正追加説明資料



再指摘

指摘番号2について、2回目の追加説明を求める

①表紙 別紙「構造計算適合性判定申請追加説明書」

②図書修正の履歴表

2回目の欄を追加する

2 回目の追加説明書

図書名	追加説明書(1回目)	追加説明書(2回目)
S-10 デッキ仕様書	補正	—
S-11 鉄骨詳細図	追加	補正

2の指摘の対応としてS-11を修正した。(元の図書は無効とする)

③回答一覧表

番号	該当図書 該当頁等	指摘事項の 内容・理由	回答		備考
			回答内容	該当図書 該当頁等	
2	構造図 S-11	追加説明書 S-11 において、小梁の符号・断面寸法が食い違っている。	構造図 S-11 を補正する。	S-11	<input checked="" type="checkbox"/> 補正 <input type="checkbox"/> 追加説明

④補正追加説明資料 例示は省略

追加説明書の事前審査について

一般財団法人福井県建築住宅センター

構造計算適合性判定申請に係る申請書等の補正または追加説明書について、設計者が希望する場合、追加説明書の事前審査を受けることができます。事前審査の手続きは下記により行ってください。事前審査は任意ですので、事前審査を受けずに追加説明書を提出することは構いません。

1 提出方法について

- ・ 別添の「追加説明書事前審査依頼書」に追加説明書を添付し、正本1部を提出してください。
- ・ 追加説明書は、別添の「申請書等の補正又は追加説明書の提出について」に基づき作成してください。ただし、①表紙の「構造計算適合性判定申請追加説明書」は省略することができます。

2 提出先について

- ・ 直接持参する場合

一般財団法人福井県建築住宅センター構造判定課分室

所在地 〒910-0853 福井市城東4丁目22番16号 横山ビル101

TEL 0776-29-2330 FAX 0776-29-2380 メールアドレス ken.jyu01@fuga.ocn.ne.jp

(電話について不在の場合はセンター0776-23-0457にご連絡ください。)

- ・ 郵送する場合

一般財団法人福井県建築住宅センター

所在地 〒910-0854 福井市御幸3丁目10番15号 福井県建設会館

TEL 0776-23-0457 FAX 0776-23-0665 メールアドレス info@fkjc.jp

3 その他

- ・ 事前審査の結果をメールでお知らせします。
- ・ 別添に「申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める事項」がある場合は、事前審査が終了していませんので、再度、追加説明書事前審査依頼書及び追加説明書を作成して提出してください。
- ・ 事前審査終了後は、正規なものとして追加説明書を、正本1部、副本1部提出してください。
- ・ 事前審査に使用した追加説明書を正本とすることができます。この場合は、正本用の表紙と副本1部を提出してください。
- ・ 事前審査依頼を複数回行った場合は、事前審査で了解となった内容を回答としてください。